

平成23年3月10日

1. 出席議員

議長 牟田勝浩
1番 朝長 勇
3番 上田雄一
5番 山口良広
7番 宮本栄八
9番 石橋敏伸
11番 上野淑子
13番 山崎鉄好
16番 小柳義和
19番 山口昌宏
21番 杉原豊喜
23番 黒岩幸生
25番 平野邦夫

副議長 小池一哉
2番 山口 等
4番 山口裕子
6番 松尾陽輔
8番 石丸 定
10番 古川盛義
12番 吉川里巳
14番 末藤正幸
17番 吉原武藤
20番 川原千秋
22番 松尾初秋
24番 谷口攝久

2. 欠席議員

26番 江原一雄

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 筒井孝一
次 長 松本重男
議事係 長 川久保和幸
議事係 員 森 正文

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	前	田	敏	美
教	育	長	浦	郷		究
技		監	松	尾		定
政	策	部	角			眞
営	業	部	淵	野	尚	明
営	業	部	林		和	幸
く	らし	部	古	賀	雅	章
こ	ども	部	馬	渡	公	子
ま	ちづ	くり	森		信	公
山	内	支	牟	田	泰	範
北	方	支	川	内	野	夫
会	計	管	國	井	雅	裕
教	育	部	浦	郷	政	紹
水	道	部	宮	下	正	博
総	務	課	松	尾	満	好
財	政	課	中	野	博	之
選	挙	管	大	宅	敬	一
監	査	委	大	曲	洋	一
農	業	委	西	村	益	生

議 事 日 程 第 4 号

3月10日（木）10時開議

日程第1	新幹線と地域活性化特別委員会報告（特別委員長報告）
日程第2	道路問題とまちづくり特別委員会報告（特別委員長報告）
日程第3	常襲水害地対策特別委員会報告（特別委員長報告）
日程第4	議会改革調査特別委員会報告（特別委員長報告）
日程第5	第3号議案 武雄市過疎地域自立促進特別事業基金条例（質疑・総務常任委員会付託）
日程第6	第4号議案 武雄市部設置条例の一部を改正する条例（質疑・総務常任委員会付託）
日程第7	第5号議案 武雄市特別会計条例の一部を改正する条例（質疑・福祉文教常任委員会付託）
日程第8	第6号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例（質疑・総務常任委員会付託）
日程第9	第7号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（質疑・福祉文教常任委員会付託）
日程第10	第8号議案 武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例（質疑・福祉文教常任委員会付託）
日程第11	第9号議案 武雄地区休日急患センター設置条例の一部を改正する条例（質疑・福祉文教常任委員会付託）
日程第12	第10号議案 新産業集積エリア開発事業宮裾地区造成（その4）工事請負契約の一部変更について（質疑・産業経済常任委員会付託）
日程第13	第11号議案 新産業集積エリア開発事業宮裾地区造成（その5）工事請負契約の一部変更について（質疑・産業経済常任委員会付託）
日程第14	第12号議案 平成22年度武雄市一般会計補正予算（第12回）（質疑・所管常任委員会分割付託）
日程第15	第13号議案 平成22年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第4回）（質疑・福祉文教常任委員会付託）
日程第16	第14号議案 平成22年度武雄市老人保健特別会計補正予算（第2回）（質疑・福祉文教常任委員会付託）
日程第17	第15号議案 平成22年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2

		回) (質疑・福祉文教常任委員会付託)
日程第18	第16号議案	平成22年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2回)(質疑・建設常任委員会付託)
日程第19	第17号議案	平成22年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算(第3回)(質疑・建設常任委員会付託)
日程第20	第18号議案	平成22年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計補正予算(第2回)(質疑・建設常任委員会付託)
日程第21	第19号議案	平成22年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算(第3回)(質疑・建設常任委員会付託)
日程第22	第20号議案	平成22年度武雄市給湯事業特別会計補正予算(第1回)(質疑・産業経済常任委員会付託)
日程第23	第21号議案	平成22年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算(第1回)(質疑・産業経済常任委員会付託)
日程第24	第22号議案	平成22年度武雄市水道事業会計補正予算(第3回)(質疑・建設常任委員会付託)

開 議 10時

○議長(牟田勝浩君)

おはようございます。前日に引き続き、本日の会議を開きます。

請願1件を追加上程いたします。

日程に基づき、議事を進めます。

日程第1～第4 新幹線と地域活性化特別委員会報告～議会改革調査特別委員会報告

日程第1. 新幹線と地域活性化特別委員会報告から日程第4. 議会改革調査特別委員会報告までの4件を一括議題といたします。

順次、特別委員長の報告をお願いしたいと思います。

最初に、新幹線と地域活性化特別委員長の報告を求めます。山口良広新幹線と地域活性化特別委員長

○新幹線と地域活性化特別委員長(山口良広君)〔登壇〕

おはようございます。新幹線と地域活性化特別委員会の中間報告をいたします。

5月28日の臨時会におきまして、着工された西九州ルート新幹線を生かしたまちづくり、地域活性のための方策、対策を調査すべく設置されました。

新幹線に特化した特別委員会は、合併以降継続して設置され、その間、早期着工、許認可

への取り組みがなされてきました。その後、実際に認可され、あわせて在来線の鉄道高架事業、武雄温泉駅駅舎の完成と、新幹線認可に伴う駅周辺の土地区画整理事業の変更等の動きは記憶に新しいところでございます。

当委員会は、8月5日に、フリーゲージトレインの特性、工事着手までの流れ、国政による環境の変化に伴う今後のスケジュール、現在までの工事の進捗等確認をいたしました。

本年度の市内におけるスケジュールは、武雄町、東川登町への地元説明会、道路・河川管理者との交差協議、橋梁部のボーリング調査、用地交渉等であります。今後、委員会として確認を求めていきたいと思っております。

また、11月8日には、北海道新幹線の開業を4年後の2015年に控えた函館市において視察研修を行いました。観光都市函館において、観光客の減少、中心市街地、周辺部の衰退等が顕著な中、新幹線を一つの起爆剤、チャンスととらえ、官民一体となった取り組みがなされておりました。きめの細かい計画「新幹線で未来をつくるまちづくり構想」を策定し、観光の振興、まちのにぎわいの創出、企業の育成・誘致、交通網の充実に向けて取り組まれておりました。

しかも、当武雄市とは違い、新函館駅とはいえ、函館市内ではなく隣の北斗市に新駅設置でございました。負の要素をプラスに変えるべく取り組まれている姿勢に感銘を受けました。

函館市の規模とは違いますが、参考となるところが多々ございました。

今後、議会において行使できる調査権、意見書提出など、あらゆる手を駆使し、安全対策や財政問題など、あらゆる課題について取り組んでいきたいと考えます。

まずは、国の動向、発生する負担金等の情報を的確にとらえ、また武雄市新幹線活用プロジェクトとのタイアップや市民ニーズの把握などに努めたいと思っております。

執行部におかれましても、市民に対して新幹線に関する情報を十分伝えてほしいと思っております。

以上、報告します。

○議長（牟田勝浩君）

ありがとうございました。

次に、道路問題とまちづくり特別委員会の報告を求めます。黒岩道路問題とまちづくり特別委員長

○道路問題とまちづくり特別委員長（黒岩幸生君）〔登壇〕

おはようございます。道路問題とまちづくり特別委員会は、武雄市の発展のために課題であった国道34号線、35号線、498号線に沿ったまちづくりということで、5月28日の臨時議会で今期新たに設置をされたところでございます。

そこで、委員会としては、8月5日に現在の状況を把握するため、現地視察を含めた調査・確認を行いました。

34号線、498号線はバイパスの設置、35号線はS字カーブの解消ということで、それぞれ長年の懸案事項でございましたが、現在少しずつですが、予算化され進んでおります。しかしながら、34号線バイパスに至っては、今年度に入り大幅な予算カットをされ、供用開始にはまだまだ相当の時間を要するものと思われまます。

これは、来年度完成する武雄市新工業団地から国道へ乗り入れる際の大崎交差点の渋滞解消の見通しが見つからないということであり、武雄市にとっては大きな損失であります。委員会としても、この現状を打破すべく、早期のバイパス完成へ向けて要望等も含め強く働きかけたいと考えております。

また、2月2日には、山口県宇部市において、地区要望として上がってくる道路整備における市民要望の適正管理について視察研修を行いました。

これは、各地区から出てくる道路整備の要望を統一した優先順位評価基準により、効果的で透明性の高い道路整備を行うというもので、本市としてはどうなのか、導入の必要性についても検証すべきではないかと考えておるところでございます。

これからも、まちづくりにつながる道路問題について活動し、市民の福祉向上につなげていきたいと思ひます。

以上、報告を終わります。

○議長（牟田勝浩君）

ありがとうございました。

次に、常襲水害地対策特別委員会の報告を求めます。小柳常襲水害地対策特別委員長

○常襲水害地対策特別委員長（小柳義和君）〔登壇〕

おはようございます。当常襲水害地対策特別委員会は、平成22年5月臨時会で編成されました。10月29日に提案活動趣旨等の協議検討をし、11月24日には武雄河川事務所への要望活動、同日午後には国土交通省九州地方整備局への要望活動を行いました。

内容についてでございますが、六角川の治水安全度を高めるための上流部における洪水調整機能の調査、研究を強く要望し、加えて、昨年同様、常襲水没のおそれがある家屋については、河川改修等のハード整備と並行して、家屋移転費補助制度等のソフト事業創設を含めた対策の推進を切に訴えてきました。

また、要望活動の事前調査のために、11月8日に市内5カ所の排水機場や民間の施設を利用した調整池、松浦川萩の尾堰などの現地視察を行いました。

2月には、広島県府中市において視察研修を行い、水害時における防災対策、防災計画についての情報交換や排水機場の現地視察もあわせて行いました。

当特別委員会としては、近年の異常気象、例えば豪雨や台風、渇水などの市民に及ぼす影響が最小限にとどまるよう、これからも順次活動していき、市民生活の安全・安心につなげていきたいと思ひます。

以上、報告終わります。

○議長（牟田勝浩君）

ありがとうございました。

次に、議会改革調査特別委員会の報告を求めます。山口昌宏議会改革調査特別委員長

○議会改革調査特別委員長（山口昌宏君）〔登壇〕

おはようございます。議会改革調査特別委員会の中間報告をいたします。

委員会は5月28日に設置がなされ、これまで4回開催を行ったところでございます。

当委員会は、武雄市議会制度、政務調査費基準等の見直し及び問題調査に当たる目的で設置がなされました。

協議事項としては、①政務調査費について、②議員連絡会のあり方について、③市長演告及び議案概要説明の一部変更について、④定例会の開会日について、⑤一般質問に対する答弁について協議を行ってきたところでございます。

政務調査費については、これまでの使途基準をより透明性のある内容に見直しを行いました。

また、議会の円滑な運営が行われるために、執行部から提案があった市長演告等の一部変更や一般質問に対する答弁について見直し、再確認等を行ったところでございます。

先進地視察は、沖縄県下で反問権導入や議会基本条例をいち早く取り入れた北中城村、読谷村に行ってまいりました。村長等の反問権については、「今のところ具体的に逆質問はあっていないということですが」と書いてありますけれども、北中城村では2回ほど反問権ということで村長よりの反問があったそうです。そういう中で、視察をする中で北中城村では、議長、議運の委員長、議運の全部の議員さん7名、行ったのが5名で、向こうに並んでおられる議員さんが7名ということで、何か非常に恐縮をしながら、お互いに勉強しましょうということで勉強をさせていただき、非常に意義あるものだと思っております。

読谷村においては、恥ずかしながら、随行の次長に9時半ぐらいから1時間ばかりしようかということでお話をしておりましたけれども、着きまして、村長さん初めいろいろな方の御指導のもと、9時半から4時までみっちり視察をさせていただき、反問権を初め読谷村の今のあり方等々を勉強させていただきまして、我々議会改革特別委員会の委員としての資質向上のためには、本当に役に立ったのではないかと思っております。

そういうことの中で、委員一同、今後とも市民の負託にこたえられる議会活動のあり方について調査研究を進めていくことを確認したところでございます。

以上、議会改革調査特別委員会の報告といたします。

○議長（牟田勝浩君）

ありがとうございました。ただいまの報告は、いずれも中間報告でございますので、この程度にとどめたいと思います。

以上で特別委員会の報告を終わります。

これより議案審議を開始いたします。

日程第5 第3号議案

日程第5. 第3号議案 武雄市過疎地域自立促進特別事業基金条例を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

おはようございます。第3号議案 武雄市過疎地域自立促進特別事業基金条例について補足説明を申し上げます。

議案書の1ページでございます。

昨年12月議会で御承認いただきました武雄市過疎地域自立促進計画を国に提出し、各種事業に過疎債が適用できるようになりました。過疎債のメリットといたしまして、充当率100%、地方交付税措置率70%となっております。財源的に非常に有利となっております。平成22年4月から施行されております改正過疎法では、企業誘致活動事業などソフト事業にも過疎債が適用できるようになっておりまして、過疎債を有効に活用して自立促進特別事業の円滑な運営を図るため、基金条例を設けるものでございます。

条例の内容につきましては、第1条で設置、第2条で積立て、第3条で管理、第4条で運用益金の処理、第5条で繰替運用、第6条で処分、第7条で目的外の取崩し、第8条で委任といたしております。

附則では、公布の日から施行することといたしております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（牟田勝浩君）

第3号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第6 第4号議案

日程第6. 第4号議案 武雄市部設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

第4号議案 武雄市部設置条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

議案書の3ページでございます。

現代社会では、多様な人や組織、団体活動等がつながることで新たな知恵や発想を生み、それがよりよい社会への変革の大きな原動力となっております。今後、ツイッター、フェイスブックに代表されるインターネットのソーシャルネットワークサービスをうまく活用し、市民と市民、市民と行政、さらには市を越えて多様な主体とつながることは、市民生活の向

上と武雄市全体の浮揚に大きく役立つものです。

今回、市政運営の視点に「つながる」というキーワードを位置づけ、これを市民の皆様と共有するためにつながる部を設置するものです。

条例の内容につきましては、議案書3ページ、議案参考資料新旧対照条文の1、2ページをごらんください。

1条中「政策部」の次に「つながる部」を設けまして、第2条で、分掌する事務につきましては、現在の政策部の事務のうち、広報広聴及び情報化に関する事、市民協働に関する事、地域政策に関する事、男女共同参画に関する事、市政の総合計画及び総合調整に関する事、秘書に関する事の事務につきましては、つながる部の所掌事務とするものでございます。

附則では、この条例は平成23年4月1日から施行することといたしており、あわせて、武雄市総合計画審議会条例で、審議会の庶務を政策部企画課が行うことになっておりますが、つながる部企画課と改正するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（牟田勝浩君）

第4号議案に対する質疑を開始いたします。7番宮本議員

○7番（宮本栄八君）〔登壇〕

今度つながる部ということで、今そういうつながるのがキーワードということで、そこに対して、それは市長の専権の範囲なのかなというような感じで思うんですけども、ただ、市民から見れば名前が変わったと、そういうふうにとったら戦略課だったですか、戦略部だったですかね、またすぐ変わるというのがちょっといかんのかなと思います。

そこで、聞き取りのときに、このつながる部というのはもうずっと固定して長くやるんですかというのを尋ねたら、説明に来られた方はちょっとわからんということだったもので、改めてここで、ずっと長期にするつもりなのか、ある一定の効果的な期間を想定してやられているのか、お聞きします。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

基本的には2つのことを考えています。

1つが、市民の生活に直結するようなもの、例えば、暮らし部の中の市民課であるとか、これはちょっと部がまたがりますけど、税務課であるとか、これは余り名称は変えないほうがいだろうということは思っています。ただ、ソフトの企画部門については、先ほど議員から戦略課の話が出ましたけれども、こういったものについては、今置かれている位置とその名称というのは、どういうふうにリンクをさせるかということで、これは一番今ふさわし

いものに変えていくということになるかと思えます。

したがって、今回の政策目的のつながる部というのが、もうちゃんとつながりましたということであれば、それはもう発展的に解消しますしね。だから、それは栄八通信にもちゃんと書いといてくださいね。そういうふう思うわけです。だから、それがわからないと言って、それを消極的判断をなされるんじゃないで、それは時代、時代、時、時に応じてきちんと変えていくというふう前向きにとらえていただければ——無理ですかね、と思っております。

そして、最後になりますけれども、これは基本的に条例案なんですね。条例案ですので、つながる部が「これはちょっとおかしいぞ」ということであれば、それは議会のほうからまたおっしゃっていただければ、ありがたいというふうに思っています。

先ほど議員勘違いされていて、部の名称については、それは議会の専権であります。だから条例案として出す。課以下については、それは任命権者たる私、首長である私でありますので、そこははき違えがないようお願いをしたいというふうに思っております。

○議長（牟田勝浩君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第7 第5号議案

日程第7. 第5号議案 武雄市特別会計条例の一部を改正する条例を議題といたします。
提出者からの補足説明を求めます。古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

第5号議案 武雄市特別会計条例の一部を改正する条例につきまして補足説明を申し上げます。

議案書の5ページでございます。

この議案は、特別会計条例第1条第2号に定める武雄市老人保健特別会計を廃止しようとするものでございます。

御承知のとおり、平成20年度に後期高齢者医療制度が創設され、この新制度発足に際し、法律附則の規定により、法の施行後3年間、すなわち平成20年度から平成22年度までの間、老人保健特別会計を設けることとなっており、このたびその期間が経過することになりましたので、平成22年度をもって武雄市老人保健特別会計を廃止することといたしましたものであります。

施行期日は、平成23年4月1日といたしております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（牟田勝浩君）

第5号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第8 第6号議案

日程第8. 第6号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

第6号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例の補足説明を申し上げます。

議案書の6ページでございます。

軽自動車税の減免につきましては、身体または精神に障がいがあって、生活手段として使用されている軽自動車等について減免をいたしております。

今回の改正は、減免の対象となる軽自動車等の範囲を拡大するものでございます。

改正の内容につきましては、議案参考資料の新旧対照表4ページをごらんください。

第90条第1項でございます。

減免の対象となる軽自動車等は、これまでは原則として障がいのある方本人が所有するものに限られておりましたが、本人が所有していなくても生計を同一にしているものが所有する軽自動車等で、障がい者のために使用されている場合は減免の対象とするものでございます。

以上で第6号議案についての補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（牟田勝浩君）

第6号議案に対する質疑を開始いたします。24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

障がいを持つ方々に対する、ただ本人に対する減免だけじゃなくて、その家族なり、その人を介護し、そしてまた、そういう方々のための減免措置ということについては、もう結構なことでございますけれども、その中でちょっと気になるのは、障がいを持つということの中で、例えば障がいがあって生活保護を受けるとか、あるいはそういうときに、生活保護になる方々は障がいを持っていても、現実的には自動車を持ったらいかんと、病院に通うこともできんと。それなら、バスで行けとか、タクシーで行けというふうな形の取り扱いになっているような気がするわけですよ。

この点については、これがそういうふうなほかの法律にも——ほかというか、適用基準というんですかね、そういうものとの関連はどういうふうになってこの条例ができているんでしょうか、それをちょっとお尋ねしたい。

○議長（牟田勝浩君）

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

御質問の件は、今回の改正とは直接関係ないものというふうに思いますし、それについては生活保護の基準に基づいてやられるというふうに考えております。

○議長（牟田勝浩君）

ほかにありませんか。24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

直接関係ないからそれは別個だというんだけど、関係ないで、どこでどういうふうに関係ないか説明をしてほしいんですよ。

○議長（牟田勝浩君）

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

今回の改正は、18歳未満の者が所有するものについては減免対象にするけれども、18歳以上の者が所有するものについては対象としないというふうになっていたと。それを、18歳以上の者が所有していても、それを対象にするという改正でございます。ということで、今御質問の点については直接この条例とは関係ないというふうに思っております。

○議長（牟田勝浩君）

24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

えらく不親切な答弁ですね。私が言うのは、障がいを持つ方々が本当にそういうふうな、例えば減免措置によってそういうふうなことがきちっと、社会活動、あるいは社会復帰を含めて活動できるようにするために、18歳未満、年令の制限を解除して、そして、少しでもそういう方々が正常に、少しでも機能的に動けるようにするための法の改正ですから、それなら、そういう年が多くて、あるいは生活困窮の人、障がいを持っている方々は、それでも今の法律では実際に生活保護適用外とか、そういうことがあるんですよ。これは一般質問するつもりだったけど、できなかつたけれども、この条例案と関係があるものですから……

○議長（牟田勝浩君）

谷口議員、一般質問ではありませんので、議案に対する質疑を簡潔にお願いいたします。

○24番（谷口攝久君）（続）

議案に関係すると言っているじゃないですか。聞いてから言ってくださいよ、議長。私が言うのは、そういうふうなものに適用するような内容のものかどうかについてを聞いているわけですから、議案のことですよ。どうですか。

○議長（牟田勝浩君）

先ほど答弁されたと思います。

〔24番「不親切な答弁だから丁寧に答弁……」と呼ぶ者あり〕

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

今回提案しています条例案につきましては、何回も申し上げますように生活保護等については関係ないと。この条例そのものが、生活保護の適用に関しては関係ないというふうを考えております。18歳以上の障がい者が所有するものについては減免するというのを、ただその部分のみ変えるものでございます。

〔24番「これ委員会と違うか。3回までですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（牟田勝浩君）

終わりました。ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第9 第7号議案

日程第9．第7号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

第7号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして補足説明を申し上げます。

議案書の7ページでございます。

この条例は、国民健康保険税条例第18条第1項において、国民健康保険税の年金からの特別徴収に関する規定の中で、特別徴収の方法によって徴収する仮徴収の額を規定するという趣旨の地方税法施行規則の条文を引用いたしております。

この引用条文が、同規則の一部改正により1条繰り上がっております。このために、条例の中で引用しております「第24条の37第1項」を「第24条の36」と改め、国民健康保険の年金からの特別徴収の規定を整備するというものでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（牟田勝浩君）

第7号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第10 第8号議案

日程第10. 第8号議案 武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

第8号議案 武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして補足説明を申し上げます。

議案書の8ページでございます。

今回の改正は、国民健康保険の保健事業に関して規定いたしております国民健康保険条例第8条において引用しております国民健康保険法の一部が改正され、その引用条文に条ずれが生じたので、条例第8条中「第72条の5」を「第72条の4」に改めるものであります。

第8条は、特定健診・特定保健指導等につきまして、国及び都道府県は費用の3分の1に相当する額をそれぞれ負担する旨の法の規定を引用しているということでありまして、条ずれに伴う条例の一部改正を行うことで、これまでどおり国県の負担を継続するというものでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（牟田勝浩君）

第8号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第11 第9号議案

日程第11. 第9号議案 武雄地区休日急患センター設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

第9号議案 武雄地区休日急患センター設置条例の一部を改正する条例につきまして補足説明を申し上げます。

議案書の9ページでございます。

本条例は、武雄地区休日急患センターの診療日等の拡充に伴う改正並びに診療報酬算定の根拠規定の整備を行うというものでございます。

休日急患センターは、休日における応急的診療を行うために、本市が医師会検診センター内に設置しているものであります。このたび武雄杵島地区医師会の御協力を得て、平日夜間の一部時間帯において診療を拡充いたしたく、条例の改正をお願いするものであります。

現在、同センターでは救急科、小児科を開設いたしており、救急科は日曜日及び祝日の午

前9時から午後5時まで開設し、小児科は救急科の診療時間帯に加えて、土曜、日曜、祝日の午後7時から午後9時まで開設いたしております。

本市が属する佐賀県南部医療圏は、県内で唯一、平日夜間における小児科の診療体制が整っていませんでしたが、月曜、木曜及び金曜日については武雄市で、火曜、水曜日については鹿島市で、それぞれ午後7時から午後9時まで開設することで合意が整いましたので、本市休日急患センター小児科の診療日に月曜、木曜、金曜日を加える改正を行うものでございます。

なお、これまで開設しておりました1月2日及び1月3日に加えて、年末の12月31日も診療日とする改正もあわせて行っており、12月31日を加える改正は救急科についても行っております。

施行日は、本年6月1日からといたしております。

そのほか、診療報酬算定の根拠となる規定を整備いたしたく、その表現を診療報酬点数表から厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法により算定した額に変更する改正を行うものです。

なお、この改正部分の施行日は公布の日からといたしております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（牟田勝浩君）

第9号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

〔山崎議員退席〕

日程第12～第13 第10号議案～第11号議案

日程第12. 第10号議案 新産業集積エリア開発事業宮裾地区造成（その4）工事請負契約の一部変更について及び日程第13. 第11号議案 新産業集積エリア開発事業宮裾地区造成（その5）工事請負契約の一部変更についてを一括議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。淵野営業部長

○淵野営業部長〔登壇〕

第10号議案 新産業集積エリア開発事業宮裾地区造成（その4）及び第11号議案 新産業集積エリア開発事業宮裾地区造成（その5）工事請負契約の一部変更につきまして補足説明を申し上げます。

議案書11ページ、12ページでございます。

この議案につきましては、武雄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

平成19年度から、県との共同事業で取り組んでおります新産業集積エリアの開発につきましては、平成24年3月の分譲開始を目指して、平成22年5月から造成工事に着手したところ
です。

しかしながら、工事着工直後の平成22年7月から9月にかけて高温少雨の異常気象が続き、
盛り土工事に必要な強固な締め固め等の工事が十分にできない状況がありました。加えて、
(その4)工区、施工面積13.6ヘクタールでございます。(その5)工区、同7.7ヘクタール
において、当初北側の山の標高70メートル付近からの中硬岩の露出を想定していたところ、
掘削後、標高83メートルから88メートルの浅い箇所を確認され、あわせて末広がり状に分布
しておりました。このため、この処理に相当の時間を要することから、当初の3月28日まで
の9カ月の工事期間の完了が困難となり、今回工期の延長をせざるを得ない状況となりました。

このようなことから、天候不順と岩質の変更により、工期を3月28日から176日延長して
9月20日までとさせていただきます。

なお、議案資料の2ページ、3ページに建設工事の請負仮契約書を、4ページに工程表を
添付しておりますので、御参照していただきたいと思っております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（牟田勝浩君）

第10号議案及び第11号議案に対する一括質疑を開始いたします。7番宮本議員

○7番（宮本栄八君）〔登壇〕

少雨と岩で期間が延びたということですがけれども、期間のほかには経済的なのというですかね、
予算的な部分の増加というのは、詳細にわからないと思っておりますけれども、大体どのくらいの
ことが想定されるのか、お聞きします。

○議長（牟田勝浩君）

宮本議員、それは予算案を聞かれているんですか。

〔7番「大体これが、全貌というか、変更にあたって、そっちのほうが——答えら
れんなら答えられんでよかですよ」〕

今回は、この条例は日程の部分だけなんですけれども、予算案は。

〔7番「あれば」〕（発言する者あり）

湊野営業部長

○湊野営業部長〔登壇〕

まだ工事の途中でございまして、精算ができませんので、工事費についてはわかりません。

○議長（牟田勝浩君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。第10号議案及び第11号議案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

〔山崎議員戻席〕

日程第14 第12号議案

日程第14. 第12号議案 平成22年度武雄市一般会計補正予算（第12回）を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

第12号議案 平成22年度武雄市一般会計補正予算（第12回）について補足説明を申し上げます。

補正予算書1ページをごらんください。

今回の補正は、事業費の最終見込みによる調整のほか、将来の財政需要等に備えるため、基金の積み立てや市債の繰り上げ償還に要する経費の追加などをお願いいたしております。

第1条の歳入歳出予算の補正では、歳入歳出の総額に5億8,668万円を追加し、補正後の総額を225億6,186万2,000円とするものでございます。

第2条から第5条で、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正をお願いいたしております。

予算書7ページの第2表 継続費補正では、武雄中学校校舎改築事業について、事業費の最終見込みと年割額の変更に伴う継続費の変更をお願いいたしております。

予算書8ページから9ページの第3表 繰越明許費補正では、年度内に事業完了が見込めない事業について、繰越明許費の追加及び変更をお願いいたしております。

予算書10ページの第4表 債務負担行為補正では、事業費の確定に伴う債務負担行為限度額の変更をお願いいたしております。

予算書11ページから13ページの地方債補正では、先ほど御審議いただきました武雄市過疎地域自立促進特別事業基金の積み立て財源となる過疎対策事業債の追加と対象事業費の変更等に伴う借り入れ限度額の変更をお願いいたしております。

続きまして、歳出の主なものについて説明申し上げます。

今回の補正では、先ほど申し上げましたとおり、事業費の実績は最終見込みによる補正をお願いいたしておりますので、事業費の最終見込みによる補正についての個別の説明は割愛させていただきます、追加補正のうち、その主なものについて御説明申し上げます。

予算説明書(18)ページをごらんください。

2款. 総務費、1項. 総務管理費、11目. 積立金では、地方交付税等の増収や歳出における事業費減額により生じた一般財源を活用して将来の財政需要に対応するため、財政調整基金、公共施設整備基金への積み立てを行うことをいたしております。

2項. 企画費、1目. 企画総務費では、ふるさと納税による寄附金実績による武雄市まち

づくり応援基金の積み立てと、過疎自立促進特別事業基金の積み立てに要する経費などをお願いいたしております。

(25) ページの3款. 民生費、5項. 介護保険地域支援事業費、2目. 介護予防一般高齢者施策事業費では、ひとり暮らしの高齢者について、行政と地域が一体となってみんなの見守り隊を組織し、見守り訪問活動を行う際の訪問着の購入費などをお願いいたしております。

(29) ページの6款. 農林業費、2項. 林業費、1目. 林業振興費では、県産材を使用し建設する下村公民館の費用の一部補助に要する経費をお願いいたしております。

(31) ページの8款. 土木費、2項. 道路橋梁費、4目. 一般道路整備事業費及び4項. 都市計画費、1目. 都市計画総務費では、土地開発公社所有地の買い戻しを行い、公社経営の健全化を図ることといたしております。

(33) ページの9款. 消防費、1項. 消防費、4目. 水防費では、水防対策に対する指定寄附を活用し、水防資材の購入費をお願いいたしております。

(37) ページの12款. 公債費では、将来の公債費負担を軽減するため、市債の繰り上げ償還を行うことといたしております。

(38) ページの13款. 諸支出金、4項. 土地開発公社費では、本年度において武雄市土地開発公社の事業活動により生じた損失に対する補助をお願いいたしております。

続きまして、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

予算説明書の(6)ページをごらんください。

10款. 地方交付税、1項. 地方交付税では、普通交付税の増額をお願いいたしております。これは雇用対策地域資源活用臨時特例費の創設、単位費用等の増による基準財政需要額の増、景気後退に伴う基準財政収入額の減などによるものでございます。

(14) ページの18款. 繰入金、2項. 基金繰入金、11目. 財政調整基金繰入金の減額をいたしておりますが、地方交付税等の増収や歳出における事業費減額に生じた一般財源を活用し、今回基金繰入金を減額するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牟田勝浩君）

第12号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は所管の常任委員会に分割付託をいたします。なお、分割付託区分表については後ほど配付いたします。

日程第15 第13号議案

日程第15. 第13号議案 平成22年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第4回）を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

第13号議案 平成22年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第4回）について補足説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入では、国民健康保険税の減額と国庫支出金の調整交付金、退職者医療制度に係る療養給付費交付金、前期高齢者交付金の増額及び国保税の落ち込みに伴い、繰入金金を補正いたしております。

歳出につきましては、療養給付費を含む保険給付費の増額と後期高齢者支援金及び介護納付金の確定による減額補正となっております。

予算説明書(1)ページをごらんください。

1 款の国民健康保険税は、長引く景気低迷の影響等により減額を余儀なくされ、現年、過年度分合わせて7,315万2,000円を減額しております。

3 款の国庫支出金につきましては、調整交付金が療養給付費の伸びに合わせて増額となっております。

そのほか、10 款の一般会計繰入金では、保険税の軽減額の増加に伴い、繰入金の増額をいたしております。

次に、(7)ページの歳出では、主なものとして、2 款. 保険給付費で一般退職分の医療費の伸びが見込まれることから2億7,609万8,000円の増額をいたしております。

また、3 款. 後期高齢者支援金につきましては、拠出金の額が確定いたしましたので、1億520万4,000円を減額いたしております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（牟田勝浩君）

第13号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第16 第14号議案

日程第16. 第14号議案 平成22年度武雄市老人保健特別会計補正予算（第2回）を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

第14号議案 平成22年度武雄市老人保健特別会計補正予算（第2回）について補足説明を申し上げます。

老人保健特別会計につきましては、さきの第5号議案 武雄市特別会計条例の一部を改正する条例のところで説明しましたとおり、平成22年度をもって廃止することといたしております。

ます。

今回の補正は、老人保健特別会計の最終年度ということで、当初予算において医療費請求に対応できる予算措置をいたしておりましたが、請求額が少額にとどまったことから、歳入の1款、支払基金交付金から4款の繰入金までをそれぞれ減額するものであります。

次に、歳出であります。1款、総務費、2款、医療諸費及び4款については、歳入の減額に伴い補正するものでございます。

3款の諸支出金につきましては、特別会計の剰余金相当額を一般会計へ繰り出し、老人保健特別会計をゼロ精算とするものであります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（牟田勝浩君）

第14号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第17 第15号議案

日程第17、第15号議案 平成22年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

第15号議案 平成22年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について補足説明を申し上げます。

補正予算説明書(3)ページをお願いいたします。

今回の補正は、佐賀県後期高齢者医療広域連合の一般会計の事務費分と特別会計の療養費分の減額に伴うものであります。

まず、歳入ですが、3款、繰入金では、後期高齢者医療特別会計事務費分及び後期高齢者医療広域連合事務費分の735万1,000円を減額し、2目、保険基盤安定繰入金では236万7,000円の増額をいたしております。

5款3項、特定健康診査等受託費では、75万7,000円の減額をいたしております。

次に、歳出であります。1款、総務費では、普通徴収から口座振替等の推進により役務費の減額が主なものであります。

3項、保健事業費では、賃金等75万7,000円の減額をいたしております。

2款、後期高齢者医療広域連合納付金では、298万3,000円の減額をいたしております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（牟田勝浩君）

第15号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第18 第16号議案

日程第18. 第16号議案 平成22年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。森まちづくり部長

○森まちづくり部長〔登壇〕

おはようございます。第16号議案 平成22年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）について補足説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入につきましては、使用料や加入金等の収入増及び繰越金の確定による補正、歳出につきましては、平成21年度分の消費税納入額の確定による補正をお願いするものでございます。

予算書2ページ及び3ページの第1表は、歳入歳出それぞれ135万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ6億9,823万1,000円と定めるものでございます。

それでは、内容につきまして、予算説明書(3)ページ、歳入から御説明いたします。

1款1項1目、農業集落排水処理施設使用料は接続戸数の増、3款1項1目、一般会計繰入金は、使用料や加入金等の増額及び消費税納入額の確定により補正するものでございます。

4款1項1目、繰越金は前年度繰越金の確定による補正で、5款1項1目、加入金は新規に公共ます等を設置したものの加入金収入の増額でございます。

5款2項1目、農業集落排水事業受託事業収入につきましては、今年度受託事業がなかったことによる減額でございます。

次に、予算説明書(5)ページの歳出について御説明いたします。

1款1項1目、一般管理費、27節、公課費は、平成21年度分の消費税納入額の確定による減額。

1款1項2目、施設管理費は、特定財源である使用料や加入金等収入の増額及び受託事業収入の減に伴う一般財源の増額でございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（牟田勝浩君）

第16号議案に対する質疑を開始いたします。7番宮本議員

○7番（宮本栄八君）〔登壇〕

すみません。今ぱっと見ているから、はっきりしたことはわかりませんが、(1)ページの分担金及び負担金というのは、15万円の積み重ねだから15万円、30万円、45万円になるん

じゃないかなと単純に思うんですけど、ここに40万円となっているのはどういうわけでしょうか。

○議長（牟田勝浩君）

質問は、40万円の積算根拠ということですか。

〔7番「はい。これは45万円になると思うんですが、ちょっと単純にですね」〕

宮本議員、今見たとは補正前の額ですよ。これは前回、宮本議員も含め可決した金額の質問ですよ。それはおかしいと思いますけれども、その質問は却下でよろしいですか。

〔7番「はい」〕

はい、却下いたします。

第16号議案に対する質疑は以上でよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第19 第17号議案

日程第19. 第17号議案 平成22年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。森まちづくり部長

○森まちづくり部長〔登壇〕

第17号議案 平成22年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）について補足説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、歳入につきましては、使用料や公共下水道受益者負担金の収入増、及び繰越金の確定と消費税の確定申告に伴う還付金等の収入増による補正、並びに下水道事業債につきまして受益者負担金の収入見込み額などを減額するものでございます。

歳出につきましては、需用費、委託料の不用額につきまして減額し、公債費についても本年度分の利子の確定により減額するものでございます。

予算書の2ページ及び3ページの第1表は、歳入歳出それぞれ297万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億8,653万5,000円と定めるものでございます。

次に、予算書4ページ、第2表の繰越明許費でございますが、日本下水道事業団に委託しております武雄浄化センター建設工事委託につきまして、市道改良工事と施工場所が競合し、工事着手におくれが生じたため、繰り越しをお願いするものでございます。

また、市街地の枝線管渠工事において区画整理の道路改良工事がおくれ、地元との調整に時間を要したために年度内の事業完了が見込めなくなりましたので、繰り越しをお願いするものでございます。

次に、予算書5ページの第3表 地方債補正でございますが、受益者負担金の収入見込み額などを減額するものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、予算説明書(3)ページの歳入から御説明いたします。

1款1項1目、公共下水道施設使用料及び2款1項1目、受益者負担金は当初見込みを上回ったことによる増額、4款1項1目の一般会計繰入金は、使用料や消費税還付金などの収入増による減額でございます。

(4)ページ、5款1項1目、繰越金は前年度繰越金の確定に伴う補正で、6款2項1目、雑入は消費税の還付金等の収入、7款1項1目、下水道事業債は先ほど申しあげました受益者負担金などの収入増による減額でございます。

次に、予算説明書費(5)ページの歳出でございますが、1款1項1目、一般管理費の11節、需用費及び13節、委託料につきましては、最終精算見込み額による減額でございます。

2款1項1目、下水道事業債償還金利子は、前年度借入金の確定により利子の減額を行うものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（牟田勝浩君）

第17号議案に対する質疑を開始いたします。7番宮本議員

○7番（宮本栄八君）〔登壇〕

先ほどと同じ質問で、今度は補正のほうがありますので、何かその15万円に消費税がまた外税になっていたんですかね、そういうことなのかちょっとわかりませんが、またお尋ねします。

○議長（牟田勝浩君）

ページをもう一度お願いします。

〔7番「(1)ページ」〕

(1)ページの……。

〔「7番「分担金及び負担金というのは、分担金も負担金も15万円だから、この端数というか、5単位というか、5か0の範囲になるんじゃないですかと。だから、この消費税というのが、15万円の中に税が入っていると思っていたけど……」〕

答えられますか。こういうことが起きますので、事前に議案質疑の分は提出という形になっています。（発言する者あり）

これは時間かかりますか、執行部。

ここで5分程度休憩したいと思います。

休	憩	10時58分
再	開	11時4分

○議長（牟田勝浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

森まちづくり部長

○森まちづくり部長〔登壇〕

どうも申しわけありませんでした。

先ほどの宮本議員からの質問の件でございますけれども、これは分担金15万円ですけれども、それぞれの方の申請によりまして、分納の分がありますので、その違いが出ております。

○議長（牟田勝浩君）

こういう事態が起きますので、できるだけ事前通告でお願いしたいと思います。執行部におかれましても、質問に関しては答弁をできないならできない、時間が欲しいなら時間が欲しいというふうにお願いします。

質疑をとどめます。本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第20 第18号議案

日程第20. 第18号議案 平成22年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計補正予算（第2回）を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。森まちづくり部長

○森まちづくり部長〔登壇〕

第18号議案 平成22年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計補正予算（第2回）について補足説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入につきましては、浄化槽使用料の増及び分担金収入の減による補正、及びモデル事業採択による国庫支出金の増、消費税の確定申告に伴う還付金などの収入増による補正、並びに工事請負費の減額と国庫支出金の増額に伴う地方債の補正でございます。

歳出につきましては、事業申請が見込みを下回ったことによる事業費の減と、公債費についても本年度分の利子の確定により減額する補正をお願いするものでございます。

予算書の2ページ及び3ページの第1表は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,218万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,211万1,000円と定めるものでございます。

予算書4ページの第2表 地方債補正でございますが、さきに申し上げました工事請負費の減額と国庫支出金の増額に伴う地方債の減額でございます。

それでは、内容につきましては、予算説明書(3)ページの歳入から御説明いたします。

1款1項1目. 使用料は当初の収入見込みを上回ったことによる増額、2款1項1目. 分担金は事業申請が見込みを下回ったことによる減額でございます。

3款1項1目、国庫補助金は、モデル事業採択により補助率が3分の1から2分の1に変わったことによる増額。

(4)ページ、4款1項1目. 一般会計繰入金は、事業費の減額に伴い減額するものでございます。

5款1項1目．繰越金は前年度繰越金の確定に伴う補正で、6款1項1目．雑入は平成21年度の消費税の確定申告に伴う還付金などの収入増による補正。

7款1項1目．戸別浄化槽整備事業債は、国庫補助金の増額による市債の減額補正でございます。

次に、予算説明書(6)ページの歳出について御説明いたします。

1款1項2目．維持管理費の12節．役務費及び13節．委託料につきましては、最終精算見込み額による減額でございます。

1款1項3目．事業費につきましては、戸別浄化槽の事業申請が当初見込みを下回ったことによる減額補正でございます。

2款1項1目の戸別浄化槽整備事業債償還金利子は、前年度借入金の確定により利子の減額補正を行うものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（牟田勝浩君）

第18号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第21 第19号議案

日程第21．第19号議案 平成22年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3回）を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。森まちづくり部長

○森まちづくり部長〔登壇〕

第19号議案 平成22年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3回）について補足説明を申し上げます。

今回の補正は、事業費の減額及び内示変更による財源の補正でございます。

それでは、内容につきまして、予算説明書(3)ページの歳入から御説明いたします。

1款1項1目．一般会計繰入金は事業費の減額によるもので、2款1項1目．繰越金は前年度繰越金の確定によるものでございます。

3款1項1目．雑入は、鉄道・運輸機構の負担金でございまして、詳細設計や入札等により減額するものでございます。

(4)ページ、4款1項1目、国庫補助金や、5款1項1目の県補助金は、内示額の変更による増額でございます。

6款1項1目、合併特例債でございしますが、事業費の減額及び国費、県費の増額等による減額でございます。

(5)ページの歳出は、歳入の補正に合わせて財源補正するものでございます。

次に、予算書5ページ、第3表 地方債補正でございますが、国費、県費の増額等により減額するものでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（牟田勝浩君）

第19号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第22 第20号議案

日程第22. 第20号議案 平成22年度武雄市給湯事業特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。湊野営業部長

○湊野営業部長〔登壇〕

第20号議案 平成22年度武雄市給湯事業特別会計補正予算（第1回）につきまして補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページでございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ626万7,000円を追加しまして、補正後の総額を2,261万円といたしております。

次に、補正予算説明書の(3)ページをお願いします。

まず、歳入の1款. 事業収入の1目. 給湯使用料を実績に基づきまして236万円増額補正し1,870万円とし、2款. 繰越金で前年度繰越金の390万7,000円を計上いたしております。

次に、歳出でございますが、(4)ページをお願いします。

まず、歳出の1款. 事業費、1目. 給湯事業費では一般会計への繰出金として400万円を増額補正し、2款. 予備費に226万7,000円の増額をいたしております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（牟田勝浩君）

第20号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第23 第21号議案

日程第23. 第21号議案 平成22年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。湊野営業部長

○湊野営業部長〔登壇〕

第21号議案 平成22年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算（第1回）につつま

して補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

今回の補正につきましては、第1条で歳入に係る補正を、第2条で繰越明許費の設定をお願いしています。

予算書2ページの歳入補正予算では、新工業団地整備事業の精算に伴う繰越金の追加と、それに伴う繰入金の減額補正をお願いいたしております。

予算書3ページをごらんください。

繰越明許費では、新工業団地整備事業で年度内に執行できない事業費について、繰越明許費、限度額12億7,050万円をお願いいたしております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牟田勝浩君）

第21号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第24 第22号議案

日程第24. 第22号議案 平成22年度武雄市水道事業会計補正予算（第3回）を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。宮下水道部長

○宮下水道部長〔登壇〕

第22号議案 平成22年度武雄市水道事業会計補正予算（第3回）について補足説明を申し上げます。

4ページの補正予算説明書により説明をさせていただきます。

今回の補正は、収益的収入の1款2項2目、他会計補助金を増額するものでありまして、水道料の高料金対策補助金の算定基礎となる資本費が、当初1立米当たり172円でしたが、これが167円に改定されました。この結果、増額分1,785万9,000円と、子ども手当分73万円、合計1,858万9,000円を増額するものです。その結果、予算書1ページ、第2条におきまして補正後の予算総額は13億1,807万9,000円となります。

以上、簡単ですが、補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牟田勝浩君）

第22号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は建設常任委員会に付託をいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 11時16分